

24 日 獣 発 第 255 号
平成 24 年 12 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

粃米等飼料の農薬や有害物質の指導基準等の一部改正について

このことについて、①平成 24 年 12 月 17 日付け 24 消安第 4304 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添①のとおり、また②同日付け 24 消安第 4222 号及び 24 生畜第 1700 号をもって、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び同局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長及び畜産部畜産振興課長から別添②のとおり通知がありました。貴会会員への周知方よろしく願います。

このたびの通知は、①では、今般、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留実態等について、新たな試験結果が集積されたことから、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）」の指導基準を追加することとし、当該通知を別紙のとおり改正することを各都道府県宛に通知した旨を、②では、今般、粃米への農薬残留にかかる新たな知見が得られた 3 物質（ACN（キノクラミン）、シメコナゾール、メトミノストロビン）については、「飼料として使用する粃米への農薬の使用について（平成 21 年 4 月 20 日付 21 消安第 658 号・21 生畜第 223 号関係課長通知）」に基づいた低減化の措置を求めないことを、別添のとおり当該通知を改正する旨を、了知の上、本会会員に対し周知徹底するよう協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



写

24消安第4304号
平成24年12月17日

特例社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

24消安第4304号

平成24年12月17日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び籾米（以下「稲わら等」という。）における農薬の残留基準については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」において指導基準として設定されております。

今般、稲わら等における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、指導基準を追加することとし、当該通知を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

○殺虫剤

BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
DEP乳剤
DEP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粒剤
クロマフェノジド水和剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤
マラソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤

メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロンのカルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロンの水和剤
フルセトスルフロンの粒剤
ペノキススラム水和剤

以上

(別紙) 飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。平成24年12月17日一部改正) 新旧対照表

別紙		改正後		改正前			
種類	有害物質名	対象となる飼料	単位: mg/kg 基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	単位: mg/kg 基準
農薬	トリクロルホン	稲わら 籾米	2 2	農薬	トリクロルホン	稲わら 籾米	2 2
	ピメトロジン	稲わら	1		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	インプロチオラン	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	40 20 15		インプロチオラン	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	40 20 15
	イプロベンホス	稲わら	15		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	クロロタロニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1		クロロタロニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	シメノゾール	稲わら 籾米	1 0.3		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	ピロキロン	稲わら 稲発酵粗飼料	3 0.5		ピロキロン	稲わら 稲発酵粗飼料	3 0.5
	フェノキサニル	稲わら 稲発酵粗飼料	30 3		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

プロバナゾール	3	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	3 0.7 0.3
メトミノストロペン	5 2	稲わら 籾米	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
メプロニル	25 10 7	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	25 7
[略]	[略]	[略]	[略]
オキサジクロメホン	0.3 0.1	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
キノクラミン	0.3 0.05	稲わら 籾米	0.3 0.1
クミルロン	2	稲わら	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
ジメタメトリン	0.2	稲わら	0.2
ダイムロン	0.7	稲わら	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
モリネート	0.3	稲わら	0.3
パクロブトラゾール	0.7	稲わら	[略]
プロヘキサジオンカルシウム 塩	0.2	稲わら	0.3
[略]	[略]	[略]	[略]

注：[略]

注：[略]

(参考)

飼料の有害物質の指導基準の制定について

昭和63年10月14日付け63畜B第2050号
(最終改正) 平成24年12月17日付け24消安第4304号

下線部:24消安第4304号による改正箇所

別紙

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		籾米	1
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	クロマフェノジド	稲わら	5
		籾米	3
	クロラントラニプロール	稲わら	0.1
	ジノテフラン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	5
	スピノサド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	ダイアジノン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアメトキサム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	テブフェノジド	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10
	トリクロルホン	稲わら	2
		籾米	2
	<u>ピメトロジン</u>	稲わら	1
	フィプロニル	稲わら	0.2
稲発酵粗飼料		0.1	
フェノブカルブ	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	3	
フェンチオン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
フェントエート	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	籾米	0.7	
ブプロフェジン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	籾米	10	

(参考)

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基 準
	マラチオン	稲わら	0.2
		籾米	2
	メトキシフェノジド	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	2
		籾米	2
	アゾキシストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	2
	イソプロチオラン	稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		籾米	15
	イプロベンホス	稲わら	15
	エディフェンホス	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
	オキシロニック酸	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	オリサストロビン	稲わら	5
		籾米	1
	クロタロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	シメコナゾール	稲わら	1
		籾米	0.3
	チウラム	稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
	カルプロバミド	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
	カルベンダジム, チオファネー ト, チオファネートメチル及びベ ノミル	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	10
	ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
		籾米	0.5
	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
	フェノキサニル	稲わら	30
		稲発酵粗飼料	3
	フェリムゾン	稲わら	2
		籾米	5
	フサライド	稲わら	130
		稲発酵粗飼料	30
	フラメトビル	稲わら	5
		籾米	1
	フルジオキサニル	稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.1
	フルトラニル	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	5
		籾米	5
	プロクロラズ	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1

(参考)

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
	プロベナゾール	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
		籾米	0.3
	<u>メトミノストロビン</u>	稲わら	5
		籾米	2
	メトラキシル	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	メプロニル	稲わら	25
		稲発酵粗飼料	10
		籾米	7
	2, 4-D	稲わら	1
	MCPA	稲わら	2
	オキサジクロメホン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	<u>キノクラミン</u>	稲わら	0.3
		籾米	0.05
	<u>クミルロン</u>	稲わら	2
	グリホサート	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	グルホシネート	稲わら	0.5
	ジクワット	稲わら	0.05
	シハロホップブチル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	2
	ジメタメトリン	稲わら	0.2
	<u>ダイムロン</u>	稲わら	0.7
	バラコート	稲わら	0.3
	ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	プロモプチド	稲わら	2
	ペノキスラム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	0.1
	ベンスルフロンメチル	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	ベンダゾン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
	ペンディメタリン	稲わら	0.02
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
	モリネート	稲わら	0.3
	<u>パクロブトラゾール</u>	稲わら	0.7
	<u>プロヘキサジオンカルシウム塩</u>	稲わら	0.2

(参考)

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基 準
重金属等	鉛	配合飼料, 乾牧草等	3
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
	カドミウム	配合飼料, 乾牧草等	1
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	3
水銀	配合飼料, 乾牧草等	0.4	
	魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1	
	魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1	
ひ素	配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く)	2	
	稲わら	7	
	魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7	
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料 (牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く), 豚用 (ほ乳期子豚用を除く), 鶏用 (幼すう用及びブロイラー前期用を除く) うずら用)	0.02
		配合飼料 (ほ乳期子牛用, 乳用牛用, ほ乳期子豚用, 幼すう用, ブロイラー前期用)	0.01
その他	メラミン	尿素を除く飼料 (飼料原料を含む。)	2.5

注1. 基準の対象となる配合飼料には, 混合飼料を含み, 養殖水産動物用飼料は含まない。

2. 「乾牧草等」は, 乾牧草, ヘイキューブ, 稲わら, 綿実及びビートパルプを指す。

3. 「肉骨粉」には, 家禽処理副産物を含む。

4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は, 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) の別表第1の1の(4)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。



24 消安第 4222 号
24 生畜第 1700 号
平成 24 年 12 月 17 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正
について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号・21 生畜第 223 号関係課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって飼料用米を給与した動物由来の畜産物の安全の確保を図っているところです。

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記に掲げる農薬成分については、当該措置を要しないと判断したので、今後これらについては当該措置を求めないこととし、別添のとおり課長通知を改正することとしました。

については、これについて貴団体傘下の会員に対し周知徹底をお願いします。

今後とも関係者と連携の上、粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、当該措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

記

新たに課長通知の措置を要しないとする農薬成分

ACN（キノクラミン）、シメコナゾール、メトミノストロビン

なお、課長通知の措置を要しない農薬成分（当該成分を含む）を含む剤は別紙のとおりであるので参照願います。



(別添)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号 消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。</p> <p>ACN(キノクラミン)、BPMC(フェノブカルブ)、BPMC(フェノブカルブ)、DEP(トリクロルホン)、PAP(フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロシトロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニツク酸、オキサトロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、チアメトキサム、チオアアネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、ヒドロキシイソキサゾール、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロロフェジン、ペノキススラム、マラソン(マラチオン)、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。</p> <p>BPMC(フェノブカルブ)、DEP(トリクロルホン)、PAP(フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニツク酸、オキサトロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、チアメトキサム、チオアアネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フルトラニル、プロロフェジン、ペノキススラム、マラソン(マラチオン)、メトキシフェノジド及びメプロニル</p>
<p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤</p> <p>BPMC乳剤</p> <p>BPMC粉剤</p> <p>BPMC・PAP粉剤</p> <p>DEP乳剤</p> <p>DEP粉剤</p> <p>PAP乳剤</p>	<p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤</p> <p>BPMC乳剤</p> <p>BPMC粉剤</p> <p>BPMC・PAP粉剤</p> <p>DEP乳剤</p> <p>DEP粉剤</p> <p>PAP乳剤</p>

P A P 粉 剤
 エチプロール水和剤
 エチプロール粉剤
 エチプロール粒剤
 クロマフェノジド水和剤
 (削除)
 チアムキサム水和剤
 ププロフェジン水和剤
 ププロフェジン粉剤
 ププロフェジン粒剤
 ププロフェジン・BPMC 粉剤
 マラソン乳剤
 マラソン粉剤
 マラソン・BPMC 乳剤
 マラソン・BPMC 粉剤
 メトキシフェノジド水和剤
 メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤
 アゾキシストロビン水和剤
 アゾキシストロビン粉剤
 イソプロチオラン水和剤
 イソプロチオラン乳剤
 イソプロチオラン粉剤
 イソプロチオラン粒剤
 オキソリニツク酸水和剤
 オキソリニツク酸粉剤
 オリサストロビン粒剤
 シメコナゾール粒剤
 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
 チオファネートメチル水和剤
 チオファネートメチル粉剤
 ヒドロキシイソキサゾール液剤
 フェリムゾン水和剤
 (削除)
 フラメトピル粉剤

P A P 粉 剤
 エチプロール水和剤
 エチプロール粉剤
 エチプロール粒剤
 クロマフェノジド水和剤
 クロマフェノジド粉剤
 チアムキサム水和剤
 ププロフェジン水和剤
 ププロフェジン粉剤
 ププロフェジン粒剤
 ププロフェジン・BPMC 粉剤
 マラソン乳剤
 マラソン粉剤
 マラソン・BPMC 乳剤
 マラソン・BPMC 粉剤
 メトキシフェノジド水和剤
 メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤
 アゾキシストロビン水和剤
 アゾキシストロビン粉剤
 イソプロチオラン水和剤
 イソプロチオラン乳剤
 イソプロチオラン粉剤
 イソプロチオラン粒剤
 オキソリニツク酸水和剤
 オキソリニツク酸粉剤
 オリサストロビン粒剤
 シメコナゾール粒剤
 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
 チオファネートメチル水和剤
 チオファネートメチル粉剤
 ヒドロキシイソキサゾール液剤
 フェリムゾン水和剤
 フラメトピル水和剤
 フラメトピル粉剤

フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキンスラム水和剤

フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤

メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキンスラム水和剤